

水害・土砂災害の 防災情報の伝え方が変わります



■お問い合わせ
 税務住民課 住生活グループ
 ☎ 4-2511 内線118
 ☆ 4-251103

この度、平時の災害リスクや、とるべき避難行動等の周知に加え、災害発生の際の高まりに応じ、分かりやすい防災情報の発信が必要のため、13ページ表のように、警戒レベルと町民が取るべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化することになりました。

また、「自らの命は自らを守る」ために、行政の判断を待たず、危険を感じたら、避難することも考えてください。

なお、テレビ局の放送では6月1日からこの警戒レベルが運用されています。

町においても、今後は警戒レベルに対応した防災情報の発信を行います。

警戒レベルが高まるにつれて、危険度が増していきまします。すみやかに指定の避難場所へ移動するか、高台など近

くの安全な場所、又は自宅の2階など安全な部屋に避難することも必要です。

警戒レベルの発表は、レベル1・2は気象庁から、レベル3以降は町が発令します。で、発令された情報をもとに避難行動をお願いします。伝達の内容は次のとおりです。

▽防災情報の伝達の内容

「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」の場合

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始

「警戒レベル4 避難勧告」の場合

〇〇公区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

「警戒レベル4 避難指示（緊急）」の場合

〇〇公区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

「警戒レベル5 災害発生情報」の場合

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。



▽自らの命を自ら守るために

昨今、日本列島全体で、大規模な災害が発生しています。町は、災害が少ない地域ではありませんが、昨年の9月に胆振東部地震により全道でおきたブラックアウトや、平

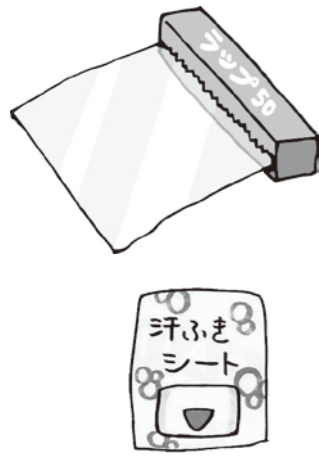


成28年に3つの台風が北海道に上陸するなど、今まで起きることがないと思われる災害が発生しています。以前から広報にて皆様災害時の必要な備えを「自助」として備蓄品を準備していただくよう、紹介をさせていただいています。災害はいつ起こるか分かりません。小さなことから、少しずつ準備をしていただくことで、皆様の被害の軽減につながります。「誰かのため」ではなく、「自分のため」、「家族のため」に準備をお願いします。非常時に備えて、昨年7月に配布させていただきました、水害危険度マップを改めてご確認ください。

また、危険度マップを参考に非常用持ち出しバックの準備をしておくことをお勧めします。

▽あると便利な備蓄品

- ・ブルーシート
- ・日よけなどに使えます。
- ・食品用ラップ
- ・食器にまくことで断水時にも衛生的に食事ができます。
- ・汗ふきシート
- ・断水時や避難所で生活している時に、体の汗などを取り除くことができます。
- ・ドライシャンプー
- ・断水時や避難所での生活をしている時に、頭部の清潔さを保てます。



警戒レベル	警戒レベルごとの避難情報の発令	現行の避難情報の発令	居住者等がとるべき行動
5	災害発生 ○災害が実際に発生していることを可能な範囲で伝えます。		既に災害が発生している状況です。 <u>命を守るための最善の行動</u> をとってください。
4	全員避難 避難指示(緊急) ○災害が発生する恐れが極めて高い状況又は重ねて避難を促す場合等に発令します。	避難指示(緊急) ○災害が発生している、もしくは発生する恐れが極めて高い状況において発令します。	速やかに避難所等へ避難してください。避難することがかえって危険と思われる場合は、高台など近くの安全な場所や、自宅の2階等の浸水がさけられそうな安全な部屋に移動する緊急の避難も必要です。
	避難勧告 ○住民全員に避難を促す場合に発令します。	避難勧告 ○避難に要する時間を考慮して発令します。	
3	避難準備・高齢者等避難開始 高齢者等に避難を促す場合に発令します。	避難準備・高齢者等避難開始 ○高齢者等の要配慮者の避難に要する時間を考慮して発令します。	避難に時間を要する人(高齢者・障害のある人・乳幼児等)やその支援者は避難をして下さい。その他の人は避難の準備をして下さい。
2	注意報		避難行動の確認をして下さい。
1	早期注意情報	警報級の可能性	最新の防災情報に注意してください。

※警戒レベル5の場合、災害情報をお伝えすることができません。